

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕
事業評価調書〔途中評価〕（平成30年度）

1. 施設の名称等

施設名称	佐世保技能会館	事業所管	産業労働部	雇用労働政策課
所在地	佐世保市千尽町3-3	課（室）長名	吉村 邦裕	
総合計画上の位置づけ	基本戦略	6	産業を支える人材を育て、活かす	
	施策	(1)	キャリア教育の指針と企業人材の育成	
	事業群	②	企業が求める人材の育成	

2. 施設の概要

設置年月日	昭和48年7月15日
設置法令等	長崎県技能会館条例（昭和48年10月8日長崎県条例第60号）
設置目的	技能労働者の研修等の場として、職業訓練をはじめ、技能の向上と福祉の増進に役立てる目的で設置された。
利用対象者等	主な利用対象者：技能労働者、その他地域住民 開館時間：午前9時～午後9時、休館日：12月29日～1月3日
施設内容	敷地面積1,768.78㎡、建築面積（建物）551.30㎡、延べ床面積1,133.68㎡ 事務室、会議室1、実習室、教室4、視聴覚室、講堂

〔技能会館使用料〕

施設別\\使用時間の区分			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)
会議室			750円	960円	1,390円	1,770円	2,160円	2,470円
実習室			1,390円	2,160円	3,120円	3,990円	4,750円	4,960円
講堂	大	150㎡以上	1,830円	2,470円	3,550円	4,420円	5,400円	6,360円
	小	150㎡未満	1,390円	1,830円	2,690円	3,340円	4,100円	4,750円
教室	大	51㎡以上	860円	1,180円	1,720円	2,040円	2,590円	2,910円
	小	51㎡未満	750円	960円	1,390円	1,720円	2,160円	2,470円
視聴覚教室			1,180円	1,510円	1,720円	2,040円	2,590円	3,670円
附帯設備			この会館に類似する公の施設又は他の公共団体の施設の使用料等を考慮して規則で定める金額					

備考

- 1 使用時間を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む使用時間の区分の使用料を加算する。
- 2 国若しくは地方公共団体が使用する場合又は技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進のために使用する場合を除き、使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の50パーセント増とする。
- 4 前2号の場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

施設の利用料金体系

長崎県立技能会館使用料の減額免除取扱基準

使用者 \\ 使用目的及び減免基準	使 用 目 的	減 免 基 準
使用者 国又は地方公共団体	非常災害発生に伴う緊急避難救護活動、国等極めて公益性の高い事業等	免 除
長崎県雇用労働政策課(長崎・佐世保高等技術専門学校を含む。)	公務全般	5 割 減 額
長崎県又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	(1)技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進を図るための事業	
雇用支援機構	(2)上記以外の一般行政事務(会議、説明会、講習会等)	
認定職業訓練団体、委託訓練受託者、 長崎県職業能力開発協会及び長崎県技能士会連合会	(1)職業能力開発促進法に基づく職業訓練の実施(入校、修了式含む) (2)定款、規約で定める会議及び技能労働者の資質向上の講習会 (3)長崎県職業能力開発協会が行う技能検定試験及び技能評価試験	2 割 減 額
市町	一般行政事務	
認定職業訓練団体会員及び長崎県職業能力開発協会会員並びに長崎県技能士会連合会会員の事業所	関係事業所が行う従業員の教育訓練のための研修会、講習会	
職業訓練生	技能、教養向上のための研修会、講習会及びクラブ活動	

※ この表で減免とする使用料には附帯設備を含まない(免除の場合を除く)。

類似施設の設置状況

【施設名】北海道立職業能力開発支援センター

○利用者数 62,430名(H29年度実績)

○指定管理者制度導入 平成18年4月1日～

○管理運営負担金 4,000千円

○利用料金収入 15,089千円

【利用料金表】

区 分	定 員	午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
第 1 研修室 58.89㎡	20 人	2,900円	3,870円	3,870円	10,110円
第 2 研修室 58.89㎡	20 人	1,980円	2,630円	2,630円	6,880円
第 3 研修室 58.89㎡	60 人	4,030円	5,390円	5,390円	14,070円
研修室 1	20 人	1,520円	2,040円	2,040円	5,320円
研修室 2	30 人	2,510円	3,350円	3,350円	8,750円
実習室 58.89㎡	100 人	19,350円	25,790円	25,790円	67,390円
実習室 1	40 人	8,970円	11,970円	11,970円	31,270円
実習室 2	60 人	10,380円	13,820円	13,820円	36,120円

県 予 算	区 分 (単位：千円)		平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (計画)
	財 源	国 庫					
		その他（使用料）	2,718	2,408	2,379	2,720	3,444
		一般財源	4,342	4,511	4,554	4,201	3,466
	内 訳	事業費＜A＞	7,060	6,919	6,933	6,921	6,910
		管理運営負担金	6,090	6,900	6,900	6,900	6,900
		その他（事務用品等）	160	19	33	21	10
		人件費＜B＞	1,210	1,208	1,206	1,206	1,199
		合計＜C=A+B＞	8,270	8,127	8,139	8,127	8,109
	単位あたりコスト		8	8	8	7	8

（説明）「当事業による利用1回当たりの運営費用」＝C÷（施設の利用回数）

3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	≪所在地≫ 佐世保市ハウステンボス町5-3 ≪名 称≫ ハウステンボス・技術センター株式会社 ≪代表者氏名≫ 代表取締役 松尾 貴
	指定期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
業 務	①会館の使用の承認に関すること ②会館及びその付附属設備の使用料等に関すること ③会館の施設、附属設備及び備品の維持管理及び修繕に関すること ④会館の管理運営に要した経費の支払に関すること ⑤技能労働者への情報提供に関すること
利用料金制	導入済 ☐ 未導入 ☒ 選定方法 公募 ☐ 非公募 ☒

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 佐世保技能会館の利用者等			(目標値の根拠)		＜30年度実施における変更点＞			
	②			直近3年間の利用者数の平均					
	③								
	実 績			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	単位			(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)	
	①	a 目標値		43,114	35,413	33,123	28,031	26,238	
		b 実績値		30,715	28,099	25,280	25,336		
		c 達成率b/a	%	71	79	76	90		
	②	a 目標値							
		b 実績値							
c 達成率b/a		%							
③	a 目標値								
	b 実績値								
	c 達成率b/a	%							
指定管理者の収支状況		事業計画（H 29）		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		(千円)	実績－計画	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)	
収入	利用料金		0						
	県負担金	6,900	0	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	
	その他	472	△ 5	475	466	476	467	472	
	計a	7,372	△ 5	7,375	7,366	7,376	7,367	7,372	
支出b		7,372	△ 5	7,375	7,366	7,376	7,367	7,372	
うち人件費		4,003	△ 2	4,060	3,973	4,069	4,001	4,112	
収支a-b		0	0	0	0	0	0	0	
配置職員数(人)	常勤 1	常勤 0	常勤 1	常勤 1	常勤 1	常勤 1	常勤 1	常勤 1	
	非常勤 1	非常勤 0	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 平成29年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画	実 績
	<指定管理者実施分> ①会館の使用承認に関する業務 ②使用料の徴収及び県への納付 ③会館の維持管理及び修繕 ④利用者増加に向けた取組 <県実施分> ①会館の利用促進のためのPR活動	<指定管理者実施分> ①使用承認は適正に実施された。 ②使用料は適正に徴収され、遅滞なく県に納付された。 ③適正な体制で維持管理等を実施した。職員で対応できる保全・点検業務は、内製化し、経費を縮減した。 ④指定管理者の得意先へのPR活動、周辺の店舗、施設等へのチラシ配布を行った。 <県実施分> ①県ウェブサイト、広報誌等での利用に関する広報を行った。
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価		B
(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載 ○使用の承認、使用料の徴収等、会館の管理運営は適正に実施されている。 ○利用者数については目標を達成することができなかったが、使用料収入については増加に転じた。 ○その他、定期的な利用者からの紹介により、新規利用者もあった。		

6. 平成30年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○企業、商工団体等への訪問時にチラシ配布をするなどのPR活動を実施し、利用の促進に努める。

7. 平成30年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視 点	評 価	施設の在り方についての評価	視 点	評 価
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	b		・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	a. 薄れていない ☒ b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	必要性	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している ☒ b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a		・市町または民間に移管・移譲することが適当(可能)ではないか。	a. 適当(可能)でない ☒ b. 一部適当(可能)でない c. 適当(可能)である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	☒ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	☒ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a		・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	a. なっている ☒ b. 一部なっていない c. なっていない
	(その他の観点)			・事業効果をさらに上げる余地はないか。	☒ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある
			(その他の観点)		

※評価区分 (a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない)

8. 平成31年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	移管	■ 廃止
(説明 : 31年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○年間総利用者が微増となり、収入額も増加に転じたが、全体利用者数に対する本来目的の技能関係者の割合は高くなく、技能会館の設置目的に合致した利用形態があるとまではいえない。 ○一般利用者についても、近隣の類似施設での代替利用が可能と判断される。 ○設備自体の老朽化が進んでおり、今後大幅な収支の改善も見込まれないことから、これらの状況を総合的に判断し、施設の廃止に向けて検討する。 (上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				